

平成27年2月4日

会員各位殿

熊本東南ロータリークラブ

会長 岡本 千代門

熊本東南ロータリークラブ細則の一部改正について

首題について下記改正案の通り来る2月18日の例会において決議することと致したいので事前通知いたします。

記

現 行	改 正 案
第2条 理事会 本クラブの管理主体は、 <u>会員10名</u> から成る理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニ一）、副会長、幹事、会計、会場監督および <u>3名</u> の理事で構成される。	第2条 理事会 本クラブの管理主体は、 <u>会員13名</u> から成る理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニ一）、副会長、幹事、会計、会場監督および <u>6名</u> の理事で構成される。

改正する理由

理事会の人員について、かつて15名であった構成を、会員総数の減少に伴い平成26年7月1日10名に改正しましたが、理事会運営上支障を来たすことが懸念されますので、改正案の通り13名に改正いたします。

第12条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。このような細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、R I 定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。